

お客さま各位

令和6年3月
静清信用金庫

手数料新設のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当金庫では、下記のとおり手数料を新設させていただくこととなりました。今後もより一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 新設日

令和6年4月1日（月）

2. 新設する手数料

（消費税込）

手数料名称	金額	内容
破産管財人等口座開設手数料	1件につき 16,500円	・新規に開設する、「破産管財人」、「不在者財産管理人」、「相続財産管理人」、「相続財産清算人」名義の全口座。その他関連する管理用口座として作成する口座を対象に、お支払いいただきます。

※ご不明な点等がございましたら、窓口までお問い合わせください。

以上